

平成19年1月26日（金）

於：三番町共用会議所

## 飼料問題懇談会速記録

農林水産省

## 目 次

1. 開 会 .....	1
1. あ い さ つ .....	1
1. 委 員 紹 介 .....	2
1. 議題、配付資料の確認 .....	2
1. 飼料問題懇談会規約（案）について .....	3
1. 議 題	
(1) 飼料政策について .....	5
(2) 平成19年度飼料需給計画（案）について .....	5
1. 閉 会 .....	3 9

## 開 会

○釘田畜産振興課長 ほぼ定刻となりました。委員の皆様方もおそろいでございますので、ただいまから平成18年度飼料問題懇談会を開催させていただきます。

私、生産局畜産振興課長の釘田でございます。よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様方におかれましては御多忙のところ本日御出席いただきまして、まことにありがとうございます。御礼申し上げます。

## あ い さ つ

○釘田畜産振興課長 まず開催に当たりまして、本川畜産部長からごあいさつ申し上げます。

○本川畜産部長 畜産部長の本川でございます。

本日は御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。例年3月ごろに畜産関係の翌年の関係する価格でありますとか、あるいは政策的な施策を決定することをしてきております。本年も3月上旬にそういう議論を行うということで、大体日程の設定はできたわけでございます。また、例年それに先立ちましてこういう形でお集まりをいただいて、飼料問題につきまして御意見をいただいているわけでございます。

申すまでもなく畜産物、あるいはそれになる家畜はえさを食べないと大きくなれないわけでありまして、そのえさをどのような形で賄っていくのか、安定供給をどう図るのかということは、非常に重要な大きな課題であるということで、そういう価格決定なり政策に先立ってお集まりをいただき、御論議をいただいているわけでございます。

特にことしは、新聞等でも随分議論が出ておりますけれどもバイオエタノール関係もありまして、世界的にとうもろこし、あるいは飼料穀物の価格が随分高騰するという状況でございます。これが我が国畜産、あるいは世界的な畜産物の価格にどう影響するかということも視野に置きながら、ことしは議論をしていかなければならないと思っております。本日この場でいろんな見方からさまざまな御意見をお伺いして、それを政策決定に反映をしていきたいと思っております。

何とぞ活発な御論議をお願いいたしまして、冒頭の挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

## 委員紹介

○釘田畜産振興課長 まず最初に、本日の委員の御出席の状況を御報告いたしたいと思えます。

当懇談会は委員 14 名で構成されておりますけれども、本日は犬伏委員、生源寺委員におかれましては、やむを得ない御事情で御欠席となっております。したがって、12 名の委員の出席をいただいております。

それではこれ以降につきましては、前回に引き続きまして阿部委員に座長として議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○阿部座長 阿部でございます。前回に引き続きまして、また司会進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 議題、配付資料の確認

○阿部座長 それではまず最初に、きょうの議題及び配付資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○釘田畜産振興課長 皆様のお手元に資料が配付されているかと思えますけれども、まず資料 1 に議事次第がございます。本日の議題につきましては、「飼料政策について」、それから「平成 19 年度の飼料需給計画（案）につきまして」、この 2 つを中心にいたしまして御議論いただきたいと思っております。

資料といたしましてはそのほかに、資料 2 が委員名簿、資料 3 が飼料問題懇談会規約、資料 4 が飼料政策について、資料 5 が「今後の飼料政策の展開方向」に関する施策の措置状況ということで工程表でございます。資料 6 が平成 19 年度の飼料需給計画（案）、以上でございます。

このほかに参考資料 1 から 5 まで添付されてございます。

もし何か不足の点がございましたら、事務局の方にお申し出ください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○阿部座長 委員の皆さん、資料はよろしゅうございますでしょうか。

議事の前に、本日の予定につきましては、まず最初に飼料問題懇談会規約（案）について、皆様にお諮りをさせていただきたいと思っております。

その後、事務局からの配付資料に基づきまして、飼料政策について及び平成 19 年度飼料需給計画（案）の説明を受けて、その後で委員の皆さんの討議をお願いいたしたいと思っております。

きょうの審議のおおむねの終了時間は、17 時 30 分を予定しております。そこを目途として進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 飼料問題懇談会規約（案）について

○阿部座長 では事務局より、資料 3 の飼料問題懇談会規約（案）について、説明をお願いします。

○釘田畜産振興課長 それでは資料 3、飼料問題懇談会規約（案）でございます。

大変事務的なお話で恐縮でございますが、当懇談会は平成 14 年に設置されまして、それ以来毎年度 1 回あるいは複数回の開催をしてまいりましたけれども、従来、実はこういった規約といったものが定められておりませんでした。

したがって、やや遅ればせではございますけれども、この際改めましてこのような規約を設けさせていただいて、今後はこの規約に基づいた運営をさせていただきたいということでお諮りしたいと思います。

まず、趣旨につきましては改めて申し上げるまでもございませんが、当懇談会におきましては、関係者一体となってこの飼料政策を検討しまして、しっかりとした工程管理を行いつつ、その取り組みを行っていくということでございます。

このため、農林水産省政策局畜産部長の諮問機関として当懇談会を設立した上で、今後の飼料施策の推進方向を定めるとともに工程表を作成し、具体的な計画的な取り組みを推進することとするといったような趣旨にしております。

活動内容は 4 点掲げてございます。飼料施策の推進方向の検討、あるいはその取り組みの促進、取り組み状況の点検・検証、さらにはそのほかの必要な活動ということで、いずれにしても飼料施策全般について、幅広い御議論をいただくような場として考えているところでございます。

3 番目の懇談会の構成等でございますが、委員は 15 名以内としまして、一応委員の任

期は3年。ただし再選は妨げないというようにしたいと思っております。

懇談会には座長を置きまして、また座長は座長代理を指名することができることとしております。

運営等でございますけれども、必要に応じて参考人を招致し、意見の聴取を行うことができる。

懇談会は公開とした上で、会議資料はホームページにより公表したいと考えておりますが、次にありますけれども、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合といったことで、必要と判断した場合には、会議の一部、または全部を非公開とし、会議資料の一部または全部を非公開とすることができるというようにしたいと思っております。

最後は事務的なことでございますが、庶務は私どもの畜産振興課が行いますし、この規約に定めるもののほか、必要な事項については座長が定めるといったようなこととしたいと思っております。お諮り申し上げます。

○阿部座長 改めての規約ということですが、皆さんいかがですか。御意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

それではこの規約に則って、きょうを含めてこれからも、この懇談会を進めてまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは今、お諮りいただいて御了承いただきました飼料問題懇談会の規約に基づきまして、本日の会議の取り扱いについて確認したいと思います。

本懇談会の運営についてですが、会議については公開といたします。また、議事録の公開、非公開等につきましては、発言者名を明らかにして公開という取り扱いといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○阿部座長 それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

## 議 題

### (1) 飼料政策について

### (2) 平成 19 年度飼料需給計画（案）について

○阿部座長 それでは先ほど資料の紹介がありました、資料 4、資料 5 の工程表、資料 6 の需給計画（案）を中心に、各担当の課長及び室長の方々から説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

○釘田畜産振興課長 それでは、資料の順番に沿って御説明させていただきます。

実は私の隣の席がまだあいていまして、需給対策室長がちょっと仕事で遅れておりますけれども、その間、私の方で代わりを務めながらやりたいと思います。

まず資料 4 と 5 について、併せて御説明したいと思います。当懇談会におきまして、平成 14 年度に数回の御審議をいただきまして、参考資料 2 についておりますけれども、今後の飼料政策の展開方向という報告書を取りまとめていただきました。

併せて、それに基づく工程表が定められまして、その工程表に基づいた工程管理が行われ、毎年度この懇談会に実施状況を報告してきたところでございます。その資料が資料 5 ということで、横長の A 3 の資料になっております。

ただ、この工程表を作成されましたのが平成 14 年度でございまして、その後、この中に含まれておりますいろいろな提言なり目標として掲げられていることの中には、具体的な進展が図られたことがもちろん幾つか含まれておりますし、その後平成 17 年 3 月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が作成されているといった状況があります。

また、それに基づきまして、私どもの方では国、地方公共団体、農業団体等の関係者に参加していただいた上で、「飼料自給率向上戦略会議」を立ち上げまして、これも平成 17 年からでございますけれども、さらにそのもとに「全国飼料増産行動会議」、あるいは「全国食品残さ飼料化行動会議」を設置いたしまして、これを具体的な施策の実施部隊といたしまして、毎年度の工程表をそちらでも作成し、実施しているところでございます。

そういった意味で資料 5 の工程表につきましては、その内容につきまして、資料 4 の「飼料政策について」の中で一括して御説明を申し上げて、資料 5 の方は参考として、後ほどお目通しいただければと思っております。

まず、資料 4 を御説明させていただきたいと思っております。おめくりいただきまして、目次

の次の1ページからでございます。

ここには大きな展開方向が書いてございまして、右の方にありますように、飼料自給率の向上という大目標の方向に向けまして、自給飼料の増産、それから濃厚飼料の方ではエコフィードの推進を進めておりますし、併せまして輸入飼料については配合飼料の安定供給、さらには飼料の安全性の確保といったことを柱として進めているということでございます。

2ページでございます。飼料自給率につきましては皆様よく御存じのとおり、昭和40年代には50%以上の自給率があったわけですが、50年代中ごろから横ばいで推移し、平成17年には25%まで下がってきているという状況になっております。

また、飼料の需給動向ですが、需要量全体はTDNベースで2500万t規模。家畜の頭数が減少しているということで、需要量も減少傾向で推移しております。

そのうちの500万t強が粗飼料、残りの2000万t弱が濃厚飼料となっております、この表の下にありますように、飼料自給率もやや下がりぎみに推移しているといった状況でございます。

次の3ページでございますが、飼料自給率の現状と目標。一番下に書いてありますけども、飼料全体の自給率の目標といたしましては、平成27年度の目標を35%と掲げてございまして、これを粗飼料、濃厚飼料に分けてみますと、上の方の粗飼料につきましては、現在自給率76%。これを27年、基本的には粗飼料については国産100%を目指しているところでございます。

また、濃厚飼料につきましては現在10%ほどでございますが、これを14%まで引き上げることを目標にしております。

粗飼料についてはもちろん、いろんな飼料作物の作付拡大、あるいは稲わらの利用促進を中心にやっているわけですが、濃厚飼料の方は後ほど詳しく出ますけれどもエコフィード、食品残さの飼料化が主な中身になっております。

次のページでございますが、この飼料自給率向上に向けた行動計画のポイントといたしましては、まず粗飼料増産についてはこれまでもずっと取り組んできているわけですが、稲わらの飼料利用の拡大ですとか、稲発酵粗飼料の作付拡大、あるいは放牧の推進といったことが、地域的には非常に積極的な取り組みも見られるわけですが、点的な取り組みを面として広げていくといった観点でやっているところでございますし、また、そのための人材育成に力を入れているところでございます。

また、食品残さの飼料化、エコフィードと呼んでおりますけれども、こちらの方につきましては、まずは安全性の確保が重要でございますのでガイドラインを作成し、その普及に努めつつ、取り組んでいるといった状況でございます。

次の5ページから、流通飼料施策についての御説明になります。まず、飼料穀物の国際需給、それから輸入状況になります。左下の表にございますが、この表で注目すべき点としましては、在庫率が特に今年、2006年、2007年については大きく下がってきているところがございます。

それから、飼料穀物の日本の輸入でございます。これは一目瞭然でございますが、8割から9割を米国が占めているという状況になっております。

次の6ページで、配合飼料価格の動向でございます。昨年1月以降4万3,000円程度で推移してございましたけど、その後海上運賃の上昇、あるいは円安といったことから、10月時点では4万5,000円程度になっているということでございます。

さらに最近になりまして、主要原料のとうもろこしが、今期のとうもろこしは史上3番目の生産量と言われておりますけれども、一方でバイオエタノール生産向けの需要が急拡大しているということがございまして、在庫が大きく落ち込んでおります。

次のページに出てまいりますけれども、そういったことでシカゴ相場が急騰している。さらにフレートの上昇ですとか、その他の経費、FOBプレミアムといった経費の上昇などもございまして、昨年10－12月期に比べまして、トン当たりで5,500円から5,700円の大幅な値上がりになっているという状況でございます。

次の7ページでございますが、穀物需給の見通しでございます。数字は米国の2015年に向けた農業基本計画。これは昨年2月に公表されたものでございまして、来月にはまたこれを更新した数字が公表されることになろうかと思っております。そういった意味で、少し古い数字でございます。

左下の表の中の黄色いところが、その後更新されている最近時点での数値となります。この表の中で御注目いただきたいのは、特に2006年、2007年の欄でございますけれども、白字のところが予測値でございます。黄色がかかっているのがその後の最新の数値となっております。生産量につきましては、若干見通しを下回った実績になっているということ。

それに対しまして需要の方は見通しを上回っております。中でもエタノール用の需要が、4,800万tほどの予測だったのが5,400万tということで、この年だけを見ても大き

く上回っているといったところが特徴的なことでございます。

その背景には、米国におけるエタノール生産の取り組みが非常に活発化しているという状況がございまして、真ん中の緑の囲みでございますけれども、現在稼働中のエタノール工場が 111 ほどあると言われておりますが、さらに建設拡張中の工場が 83 ほどございまして、現在以上の能力が追加されることが見通されているといった状況でございます。

こういったような状況から、エタノール用のとうもろこしの需要は今後かなりふえるのではないかとということで、最近の価格の高騰につながっているわけでございますけれども、これが今後どういうふうに移すかにつきましては、今後とも注意深く見守っていく必要があるわけでございます。

その中で右下の図が示しておりますのは、とうもろこしの単収の推移でございますけれども、このようにとうもろこしの単収につきましては米国のいろんな作付技術の改善ですとか、あるいは特に遺伝子組み換え技術で非常に病気に強い、あるいは乾燥に強いとうもろこしがつくられていることもありまして、単収はこのように長期的には非常に向上してきている傾向が見られております。

また作付面積も、特に米国の場合はまだまだ休耕地があるということもございまして、生産量については面的な拡大、あるいは単収の向上も期待されるということで、その辺が今後どういうふうになっていくのか、需給関係がどういうふうになっていくのかということについては、先ほど申し上げましたが注意深く見守っていく必要があるだろうと考えているところでございます。

次に、8 ページになります。配合飼料価格安定制度につきましては、急激な配合飼料価格の変動を緩和するために、直前 1 年間の平均価格を上回った場合の価格差補てんという形で制度を運用しております。特にその中で昨年度、この懇談会でも御議論いただきましたが、今 3 つある基金の間で生産者が基金間の移動が可能になるような見直しが行われておりまして、これは 19 年度から、この絵にありますように基金間の移動ができるように見直しをしたところでございます。

これについては参考資料にも資料がついております。

9 ページは、配合飼料価格安定制度の概要でございますので省略させていただきます。

10 ページ、飼料用輸入麦の問題でございます。これにつきましては平成 11 年から S B S 方式を導入してきております。これは国内の実需者のニーズにきめ細かく対応した品質価格の麦を供給できるようにということで導入されたものでございまして、この S B S 方

式については年々拡大してきておりまして、小麦については平成 14 年からすべて S B S に移行しておりますし、大麦につきましても来年度、19 年度からは全量 S B S 化となることにしております。

さらに S B S の運用につきましても、いろいろ実需者の方からさらに使いやすくするために、いろいろ御要望もいただいております、そういったことについても順次改善に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次の 11 ページでございますが、飼料穀物の備蓄でございます。我が国は飼料穀物をほとんど海外に依存しているということでございまして、これが主要国の凶作、あるいは輸送ルートの障害等で日本に入ってくる来なくなるといった事態があり得るわけでございまして、それに備えまして一定量の備蓄を行っております。

現在、国と民間で年間の需要量の約 2 カ月分を備蓄しております、それぞれ国で 1 カ月分、民間で 1 カ月分、合わせて 2 カ月分の備蓄となっております。

内訳といたしましては、とうもろこし・こうりゃんが 60 万 t、米が 35 万 t という備蓄数量になっております。

下にありますように、実際に過去の放出実績が 8 年度、10 年度、17 年度がございまして、特に 17 年度の米国のニューオーリンズをハリケーンが襲って、積み出しができなくなったときには 16 万 t を放出したことは記憶に新しいところでございます。

これにつきましても、事業の効率化・明確化を当懇談会の中でも御議論いただいております、懇談会で先ほど申し上げました展開方向の中で幾つか御提言いただいております、その趣旨に即した見直しを行ってきているところでございます。

ここにありますように、その中の幾つかを掲げておりますが、保管料についてもより実態に近い保管料単価を設定するということで見直しをしておりますし、備蓄数量につきましては従来 1 カ月分 120 万 t ほどの国家備蓄を行ってきていたんですけども、これは国内の需要量の縮小に伴って見直しをして、現在は先ほど申し上げました 95 万 t。

この水準についても見直しの議論があるわけでございますけれども、先ほども申し上げました平成 17 年度の例などもございまして、この 95 万 t の数字は確保しているところでございます。

それから一番下の備蓄穀物の簿価の見直し、引き下げを行っております。これによりまして、今後必要があった場合に売り渡しによる放出が可能になったということでございます。

次に、エコフィード（食品残さの飼料利用）についてでございます。これにつきまして、全国行動会議を立ち上げまして、さらにそのもとに地域ブロック、あるいは地方団体での委員会等もつくっていただきまして、全国的な取り組みを今進めているところでございます。

次の 14 ページで、推進状況といたしましては、この表の中にありますように、焼酎かすですと、16 年、17 年比較で約 3 倍に増えている。あるいはしょう油かすも約倍にふえているということで、こういった利用の急速な拡大も見られております。

17 年度に明らかになった課題というのが上にございますが、そういった点につきましても、全国各地でシンポジウムを開催する。あるいは安全性確保のためのガイドラインを作成していること。それから、残さの実態調査を行っておりますし、さらにアドバイザー研修を開催していることによって、今後さらに普及につなげていきたいと考えているところでございます。

それから 15 ページでございますが、食品リサイクル制度の見直しにつきまして、食料・農業・農村政策審議会の食品リサイクル小委員会で議論がなされておまして、その取りまとめが昨年 12 月に行われました。

幾つかポイントがございますけれども、まず再生利用の実施率の目標は、現行では全業種一律 20 %ですが、これを今後業種特性を考慮して業種別に達成目標を定めることができるようになったこと。

あるいは 2 点目としては、実態についての報告を求め、情報公開を行えるようにするということ。

3 点目につきましては、残さの利用の仕方としまして、優先的に食品廃棄物を飼料化に仕向けることを検討すべきということで、この飼料化の重要性をうたっていただいたということ。

4 点目になりますけれども、食品関連事業者、リサイクル業者、農林漁業者が連携して構築するリサイクル・ループと呼んでおりますが、食品の循環利用の環をつくって、それを認定する制度を設けて、これを産業物廃棄法の特例としてさらに使いやすくしていこうという考え方になっております。

以上のような見直しを予定しておまして、そういった内容を含む法律の一部改正案を今国会にお諮りされるというふうに聞いているところでございます。

以上が流通飼料関係で、引き続き自給飼料関係をお願いします。

○大橋草地整備推進室長 草地整備推進室長の大橋でございます。

引き続きまして、自給飼料政策につきまして御説明させていただきたいと思えます。資料の 16 ページは、従来お出ししている資料と全く同じでございます。飼料の増産は、寄与度は食品ほど高くはございませんが、食料自給率の向上に寄与するという面からも、非常に必要なこととございますし、一方では水田における稲発酵粗飼料の生産でございますとか、あるいは放牧の活用による水田、あるいは耕作放棄地や野草地、林地といった土地資源を有効に活用できるような取り組みが可能だということで、国土の有効活用に資するという面。

それから、牛、草、土の循環を通じまして、持続的な畜産経営の維持が可能になるという点からも、今後とも推進すべき施策だと考えているところでございます。これは従来どおりで変わりはありません。

次は 17 ページ以降が各論になりますけれども、17 ページが稲発酵粗飼料の生産利用の推進でございます。真ん中ぐらいに稲発酵粗飼料の作付面積の推移が載っております。過去を見ますれば、平成 15 年に一遍 5,200ha まで作付が伸びたわけでございますけれども、その後若干減りまして、17 年度は約 4,600ha に回復しているということでございます。

ここには載せておりませんが、18 年度の見込みといたしましては、おおむね 5,000ha 台に乗るのではなかろうかというふうに、今のところ考えております。

先ほどの話がありました、飼料増産行動会議が、平成 19 年度で 5,000ha という目標を立てておりましたので、1 年前倒しでその目標の達成が可能ではなかろうかというふうに、現在見ているところでございます。

ただ、これにつきまして課題もあるわけでございます。特に、専用品種の開発でございます。左下の方に書いてございますけれども、16 年度に 2 品種、17 年度に 2 品種が新たに開発されまして、それぞれここに書いてある品種でございますが、東北地方までは適用できるような専用品種が開発されております。

ただ、北海道向けの専用品種の開発がまだ実用化段階には至っていないということで、聞くところによりますと、2 年後ぐらいをめどに、現在開発が進められているということでございますので、こういった専用品種の開発とあわせまして、今後とも稲発酵粗飼料の生産拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次の 18 ページが、国産稲わらの飼料利用の拡大でございます。これも左下の方に飼料稲わら自給の推移というふうに表を載せてございますけれども、一番下を見ていただきま

すと 17 年産、これが一昨年産の稲わらでございますが、飼料仕向け量②が 107 万 7,000 t ということで、これは 16 年産に比べますと約 15 万 3,000 t、国産の粗飼料が利用拡大が図られたことになっております。

輸入につきましては御承知のとおり、中国からの稲わらの輸入が現在停止しておりますので、当然 16 年産の下半期、あるいは 17 年産につきましては、輸入量は激減してきております。

したがって自給率で見ますれば、17 年産で 98.9 % ということで、ほぼ 100 % に近い水準になってきているわけでございますけれども、今後の我々のターゲットといたしましうか、目標といたしましては、中国産の輸入稲わらが止まる前、つまり平成 15 年以前は大体 120 万 t ぐらいの稲わらの需要量があったわけでございます。それが今、約 109 万 t ぐらいまで需要量が下がっているわけですが、残りの分につきましてはグラスストロー等の代替飼料の方に流れたのではなかろうかと考えておりますので、これを何とか国産の方で賄うような形を、今後とも引き続きやってまいりたいと考えているところでございます。

そのための 1 つの取り組みといたしまして、全農さんの御協力をいただきまして、九州・福岡県の久留米市に稲わらの流通センターを設置していただきまして、稲わらの不足が見込まれる南九州地域に広域流通を図るための、そういった試験、調査研究をやっているところでございます。

この件につきましてはまた後ほど、成清委員からいろいろ御説明いただければ幸いかと考えているところでございます。

次の 19 ページが、放牧の推進でございます。放牧につきましても、先ほど課長が申しましたとおり、取り組みの数自身はかなり増えております。特に最近多うございますのが、右下に書いてございます肉用牛放牧のメリットにございますけれども、特にイノシシ害等の獣害を防止するという観点で畜産農家以外の、いわゆる耕種農家の方々が、耕作放棄地を中心に放牧を開始したとか、それからさつきとダブりますけれども、荒れ果てている畑はみっともないということで、それを改善しようということで報告がなされたといった事例が、全国各地に散見し始められているということでございますので、取り組みそのものは非常に進展しております。

今後の課題は、これを点から面へいかに拡大していくかということだと考えているところでございます。

次の 20 ページは、外部化の推進でございまして、コントラクター組織、あるいは TMR センター等の育成、推進でございまして、これも左の方にコントラクター、あるいは TMR センターのそれぞれの概要を載せてございます。

例えばコントラクターで見ますれば、速報値でございまして、17 年度は日本全国で 437 組織にまで急激に拡大してきていると。

飼料収穫の受諾面積、これは延べ面積でございまして、9 万 7,000ha まで拡大してきています。このうちの大半が北海道でございまして、8 万 4,000ha でございます。

また、下の TMR センターでございまして。従来、TMR センターと申しまして、いろんな活用のされ方があったわけでございますが、最近ちょっと注目して見ておりますのが、特に北海道に多い、自給飼料生産型と申しましうか、補助型と申しましうか、みずから自給飼料の生産、収穫、調製まで行って、それを TMR の原材料にするという取り組みでございまして。

言ってしましましたら、コントラクター、あるいは TMR といった組織の性格の差が大分現場ではなくなりつつあるのかなと見ていまして、これらの組織が 19 年度で 49 まで増えてきていると。うち北海道が 20 でございます。

その自給飼料の面積でございまして、約 1 万 ha ぐらいでございます。したがって、コントラクターと TMR センターの面積を足しますれば、ほぼ 10 万 ha でございますので、飼料作物の作付面積の単純に延べ面積、実面積の違いはあるにせよ、1 割を超えたところがこういった組織によって今は担われつつあるということでございますので、今後ともこういった組織を育成、推進していくことを目標としているところでございます。

次の 21 ページでございまして、これが単収の向上でございまして。残念ながら単収につきましてはまだまだ余り増える傾向になくて、気象条件等々もあつたのでございまして、伸び悩んでいるのが実態でございまして。

そうは申しまして、これを牧草地でございまして適正な草地更新、あるいはより単収の高いとうもろこし等への切り替えを積極的に図っていく必要がある。

特に注目すべきは、今までとうもろこし栽培が不可能と言われていました北海道の根釧地域でも、栽培が可能な極早生品種、「パピリカ」という名前になっておりますが、これが開発・実用化されております。これに伴いまして、北海道のとうもろこしの作付面積が、わずかではございますがちょっと伸び始めているということでございますので、こういった新たな品種、あるいは右側に書いてございます「細断型ロールベアラー」の作業

体系の活用を図ることによって、とうもろこしの作付拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○杉浦畜水産安全管理課長 消費・安全局畜水産安全管理課長の杉浦でございます。

引き続きまして、食品衛生法におけるポジティブリスト制の導入と対応について御説明させていただきます。

資料の 22 ページで、まず、食品衛生法に基づくポジティブリスト制について、御説明させていただきます。

昨年 5 月 29 日からポジティブリスト制度が導入されました。それまでは食品中に農薬等の残留基準が定められたものについては、残留基準を超えて動物用医薬品、農薬等が残留する食品の販売が禁止されていたわけでございますけれども、それ以外の残留基準が定められていないものにつきましては、残留していても販売の規制が行われていなかったという仕組みがございました。

昨年 5 月 29 日にポジティブリスト制が導入されまして、右の図に示した 65 の対象外物質を除くすべての農薬等につきましては、人の健康を損なうおそれのない量、すなわち、右の図の真ん中に示した、一律基準を超えて残留してはならず、その例外として、右の図の左側に、残留基準が定められたものについてはこれを超えて残留してはならないという制度が導入されたわけでございます。

農林水産省におきましてはこれに対応いたしまして、食品中の残留基準に整合性を持った、飼料中の農薬等の残留基準の設定を実施したわけでございますけれども、右の図の一番下でございますが、飼料中の残留農薬については、60 物質について基準を設定しております。

次のページをごらんください。昨年 5 月 28 日のポジティブリスト制度が導入されるまでは、有害物質の指導基準ということで、農薬 40 成分につきまして局長通知で指導基準を定めておりました。このうちの 34 成分と、新たに基準値を設定した農薬 26 成分、合計 60 成分につきまして、飼料中に残留する可能性が高いものといまして、事前に飼養試験で畜産物への移行量を確認した上で、省令で残留基準値を設定したわけでございます。

下の注にございますけれども、この 60 成分以外の農薬成分につきましては、飼料に残留する可能性があるものについては、今後データを収集・整備して、食品安全委員会によるリスク評価を得た後に、省令化することとしております。

なお、飼料中の残留基準値を設定した以降、この基準値を違反するような事例は今のところは確認されておりません。

以上でございます。

○釘田畜産振興課長 資料5は先ほど申し上げましたが、内容的には繰り返しになりますので説明は省略させていただいて、次の資料6の説明をいたします。

○山本需給対策室長 資料6、「平成19年度飼料需給計画（案）について」ということで、飼料需給計画につきましては、飼料需給安定法に基づきまして、飼料用の麦、小麦についての買入れ、売り渡しの数量を定めるものでございます。

1 ページが、飼料需給計画。

2 ページが、これに関連しまして定めます飼料穀物の備蓄計画ということで、3 ページ以降に（説明参考）という説明資料を用意していますので、そちらで御説明したいと思います。

先ほどの飼料政策の説明と重複する部分がございますけれども、資料の3 ページ、飼料用麦の需給・価格の動向でございます。

飼料用麦の売渡数量につきましては、飼養頭羽数の減少等から大麦については減少傾向で推移。小麦につきましては、専増産ふすまの代替需要等から近年は増加傾向で推移ということでございます。

飼料用麦につきましては、食用麦に先駆けましてS B S制度を導入いたしまして、平成19年度から全量S B S化を図っております。

また、飼料用麦の買入価格につきましては、豪州の干ばつの影響等によりまして、平成18年度の後半より上昇する状況でございます。

4 ページをご覧ください。そういう状況を踏まえまして、飼料需給計画は、まず大麦につきましては、平成18年度は買入れ120万t、売り渡し130万t。この差の10万tは、平成17年度まで大麦備蓄として備蓄していたものが米に振りかえられる関係で、こういう差があるわけでございます。

18年度はそういう計画でございましたが、平成19年度につきましては買入・売渡数量につきましては141万tということで、約20万tの増加を図ることとしております。

小麦につきましては、近年の需要が増加傾向にあること等を踏まえまして、買入・売渡数量を20万t、18年度は11万tでございましたが、約9万t増加させるような形にしております。

5 ページ、19 年度の飼料穀物備蓄計画でございます。先ほど飼料政策の説明にもございましたが、備蓄数量につきましては毎年検証を行っているわけでございますが、平成 19 年度の政府（配合飼料供給安定機構と政府自ら）が行う飼料穀物の備蓄につきましては 95 万 t ということで、前年と同様の数字にしております。

このうち機構が行いますものはとうもろこし・こうりゃん 60 万 t、従来大麦備蓄であったものを、備蓄の効率化、米の需要安定対策の協力等の観点から米に振り替えたものが 35 万 t という備蓄計画にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○阿部座長 資料の説明、どうもありがとうございました。

これから小休止を挟んで、それから討議に移ってまいりたいと思いますが、その前に高木委員が他用で御退出ということでもありますので、高木委員に急な振りで申しわけないんですが、今までの説明に関して御意見、御要望、コメント等ありましたら御発言いただければと思います。

よろしくどうぞ、お願いします。

○高木委員 大変恐縮です。急遽中座しなければならないので、大変申しわけありません。

ただいまいろいろ御説明いただきました。特に私から 2 点だけコメントといたしますか、申し上げておきたいんですが。

1 つは、現在の粗粒穀物価格といたしますか、価格の高騰といたしますか、上昇傾向の問題であります。これをどう見るかというのは、いろんな見方があると思うんですが、アメリカの大統領の最近の教書、それから日本におけるバイオ燃料への取り組みの方向とか、いろいろ考えますと、今の穀物価格の高騰というのは、粗粒穀物なり、そういったものについて、エネルギー用とか飼料用とか食用、コーンスターチを食用と考えれば、そういったものの取り合いになっているんじゃないか。

今後ともこれは続くというふうに見た方がいいんじゃないか。ある意味では、構造的な新たな事態ではないかと、私は見るべきだと思っております。そうすると、日本の畜産の現状からいけば、セーフティーネットであります価格安定制度、特に異常補てんについての適切な運用は非常に大事になります。

それから、配合飼料はボリュームが大きいわけでございますから、財源の確保は大変大事なことであると思います。かつて畜産危機というのがありましたけれども、構造的であるとすれば相当長く続く、じわじわと続くことも考えなければいけないということは、財

源を相当長く用意しなければいけないということにもなりかねない。これはこれからわかっていくことだと思いますが、その辺については十分当局において情報収集、その他の分析をされて、財源の確保には万全を期することが特に必要ではないかということでもあります。

それからもう1つは、先ほど来の説明の中でも、我が国の畜産の飼料基盤を強化しようということで、いろんな努力をされているということでもあります。

しかしまだ、はっきりと今までの政策で目途がついたところまでは来ているとは言えないんじゃないかと思います。これから当然努力を続けるし、それから新たな知恵を絞らなきゃいけないと思います。

基本的にアメリカなどと比べまして――、アメリカはある意味ではエネルギーと飼料用というふうに分けるだけのゆとりがあると思いますけれども、我が国の場合はそんなゆとりはないわけでありまして、飼料基盤がそういう意味で極めて脆弱だということでもあります。

そうすると、これは政府全体としてお願いをしたいと思うんですが、我が国にとってのエネルギー政策と、それから飼料政策について、それぞれが別々ではないと思うんです。今はどちらかという、エネルギー政策の方でいろんなことが論ぜられているように思うんですけれども、我が国にとっては十分エネルギー政策と飼料政策について、政府全体で整合性をとることについての論議を、私は深めていただきたいし、深めるべきではないかと思います。

2点だけ申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。きょうの議論の基本的な考え方というか、基本的な対策も含めて、大所高所からの視点をいただきましたけど、お役所の方から特に何かございますか。

お願いします。

○本川畜産部長 どうもありがとうございました。2点お話があったと思います。

とうもろこしの価格がどの程度上昇するかということについて、まだ定かな見通しを持っておられる方は恐らくおられないと思うんですか、1月になってアメリカの議会で米国農務省の方が、エタノールの損益分岐点を証言しておられます。これは原油価格が今、暖冬等の影響で下がってきておりまして、1バレル50ドルをちょっと超えるような水準で推移しておりますけれども、55ドルぐらいの原油価格を限定にすれば、エタノールの損

益分岐点、とうもろこし価格が大体4ドル50セントと言われております。今、とうもろこし価格については4ドルちょっとを超える水準で推移しておりますけれども。

それをそのまま信じていいのかどうかというのは、またこれから2月14日に出てくるような見通しであるとか、あるいは南米の作付の状況だとか、雨が降ったとか降らないとかありますけれども、そういうものを見通して、それが果たして上限なのかどうかという見方はしていかなければならないのでありますが、今その証言に則っていきとすれば、大体4ドル50セントをへそに、上に上がったり、下に下がったりというところが、今のところ当面見通せる上限ではないかなというふうに前提を置きますとすれば、今、基金に異常補てんも800億超ございますが、その財源で4ドル50セントという上限が仮についたとしても、当面の財源確保には問題がないというような形で試算をしておるところでございます。

仮にそこからまたさらにという状況が来れば、そこは私どもとして適切な対応を行っていきたいと思っているところでございます。

それからエネルギー政策と飼料政策の問題でございます。私ども畜産サイドとして、例えば北海道の規格外の小麦でありますとか、こういったものは飼料に回っておると。そういったものを仮にエタノール原料として大量に用いることになれば、やはりそこに調整が必要になるのかなと思っております。

ただ、この点については、まだ我が国のエタノール生産が本格的に軌道に乗っている状況ではございませんし、例えばアメリカであればとうもろこしをエタノールに使った場合に、そこから出てくるDDGSのようなものをさらに飼料として使えるという動きが出て来ておりますが、我が国ではエタノールを生産したときに、そこからどういうものが飼料として利用できるものが出てくるのか、こないのかといったことも含めて、もう少し長期的な動向を見ながら検討し、議論していかなければいけないか。

いずれにしても、検討しようにも相手がまだ体をなしていない状態でございますから、そういう架空の議論をしても仕方ありませんので、具体化が図られていくのに伴って、どういう残さが利用できるのか、できないのかということを含めて、全体として調整をしていきたいというふうに、畜産サイドとしては思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○高木委員 ありがとうございます。

価格の問題、そういうことだろうと思っております。ただ、これはボリュームが大きいもので

ありますから、長く続けばかなり大変な事態になるのではないかと思います。その点は十分今のお話で対応をお考えになっているというふうを受けとめて、理解をしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1つのエネルギー政策と飼料政策のことを申し上げましたのは、どちらかというとなじみが少ないということなので、ぜひこういう段階から日本の飼料基盤は脆弱であると。いろんな努力をしているけれども、やはり非常に影響を受けやすいものなんだということを、きちっと各方面にわかっておいていただきたい。また、国民にもわかっていただけるようなことをやっておいた方がいいんじゃないかということを含めて、ちょっと申し上げたつもりでございます。

よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。

それではこの続きは、40分から再開いたします。小休止をとりたいと思ひます。

〔暫時休憩〕

○阿部座長 皆さん、着席でおそろいですので、これから後半に入ってまいりたいと思ひます。

ちょうど1年ぐらい前の飼料問題懇談会のとくと比べて、ことしの今の飼料、畜産をめぐる情勢は、非常に去年とは違っている。安閑としてはおられないといった状況だと思ひます。

片方で、先ほどお役所の方から説明がありましたように、自給飼料の生産基盤、高木先生言われたように、まだまだ脆弱なところはあるけれども、さわさりながらエコフィード、稲わら、飼料稲ということで、これは着実に目標に向かってアドバンスしているという、非常に評価すべき面のところはあるわけです。

しかしながら片一方で、先ほども後半に話がありましたように、アメリカの飼料穀物、特にとうもろこしの価格の変動に伴う、今のところ量的な問題はないけど、価格の面でも問題があると。

だけど、とうもろこしだけじゃない。つまり、片一方でエタノールというのがあると、片一方ではオーストラリアを中心とした大きな気候変動で、オーストラリアからの飼料原料、大きなところで牛の方でいくと、オーツの乾燥、エン麦の乾燥が、秋に比べてキロ当たり4～5円も上がっている。

それから綿実粕、これも乳牛になくてはならない飼料が、毎月キロ3円ぐらいのベースで上がって行って、平穏なときと比べると10円ぐらい高くなっている。そうすると、乳牛の飼料に関しては、輸入乾燥と綿実の上昇ということで、これはいわゆる補てん、支援というのはないわけですからもろにかぶつくる。

だから、要するに多用途利用ということに派生する問題ばかりじゃなくて、いわゆる気候変動、地球温暖化ということなんでしょうね。そういうことに伴う現象というのも、去年の秋ぐらいからふっとあらわれているといった意味では、去年の問題懇談会の情勢と大きく異なっている。

くどいようですが、確実なアドバンスしている面があるけれど、大げさに言うと、その努力を取り消すような動きも片一方であるといったような意味では、この懇談会は非常に節目のときかなと思っております。

そんなことを背景にしながら、委員の先生方、忌憚のない御意見、御質問、展望、そういういろんな御意見を幅広くいただきたいと思います。

50分程度しかありませんから、テーマを区切って進めていくというじゃなくて、委員の先生方それぞれのお立場から御意見をいただいて、それに対してお役所の方からお答えをいただきながらということで進めてまいりたいと思います。

ということで、どうぞよろしくお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見のある方、どうぞお願いいたします。

苦米地委員、どうぞ。

○苦米地委員 意見じゃなくて、この資料の中での質問ですけども、先ほどの御説明の中で、とうもろこしの単収が非常に米国で上がっていると。7ページの右下に単収の推移ということで、これは1960年代からずっと見てみますと、2倍以上に増収が図られている。

国内が先ほどあった21ページの左真ん中に、飼料作物の単収。これはとうもろこし全体を言っているわけですから、10aあたり大体5～6tぐらいですが。それほど変化していないということですが、アメリカで何でこんなに単収がふえてきているのか。品質なのか、あるいはスターリンクとか、何かそういうものなのか。日本でこういう増収、単収を上げるような品種改良がやられるのか、できるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思うんですけど。

○大橋草地整備推進室長 アメリカの単収の要因といいますのは、詳しく分析したわけではございませんが、1つは先ほど畜産振興課長が申しましたように、遺伝子組み替え技術

による単収の向上が大きいんだろうと思います。

一方、日本のとうもろこしの単収は、先ほど委員おっしゃいましたように、日本では子実部分だけではなくて、いわゆるホールクロップサイレージということで、全体としての収量増加ということに、育種、品種改良の重点が置かれて、今まで取り組んできたわけでございます。

そういう面からは、品種改良はなされておるのでございますが、正直言いましてとうもろこしは、日本の気象条件になかなかマッチする作物かどうかということでも、なかなか難しいところがありますものですから、どうしても気象による収量の変動が大きいということがございまして、残念ながら日本のとうもろこしの単収は、品種改良はそれなりになされてはおりますが、それほど伸びていないんだろうと考えております。

○阿部座長 いかがですか。

○苫米地委員 今後の見通しもやはり、それほどには期待はできないでしょう。

○大橋草地整備推進室長 国内のでございますでしょうか。

○苫米地委員 そうですね。

○大橋草地整備推進室長 我々が考えておりますのは、とうもろこしという世界だけで単収を大幅に向上するというのも、当然方向としてはあるんでしょうけれども、ともかく牧草に比べますととうもろこしの単位当たり収量は非常に大きいわけでございますので、まずとうもろこしの作付面積全体を何とかしてふやしていきたいと。そのためには、そういった生産性のとうもろこしの開発と同時に、いわゆる先ほど申しましたように、今までなかなか栽培ができなかった地域向けの品種。

あるいはさらに言いますれば、新たな機械化体系に対応した、トウホクセイだとか、そういったものに優れた品種開発がなされるだろうと考えておりますので、とうもろこしだけの単収をとらまえて、それが今後伸びるかというのは、それほど期待はできないかと思えます。

○阿部座長 よろしいですか。

○浅野委員 先程来基本的な問題について御発言がでているようですが、私、日本養豚協会の仕事にもかかわっておりますので、養豚農家を代表としてと言った方がいいかもわかりませんが、発言させていただきます。大橋室長のご説明のようにこの1年間、特にこの半年間の劇的なとうもろこしの需給構造の変化、価格の高騰はかつてない変化であります。

養豚農家を始め畜産農家は、先行きどうなるのか。1～3月期の配合飼料価格が、トン

当り 5,500 円値上がりしましたが、4 月以降更なる値上げが行われるのではないかと、戦々恐々としているわけです。

こうした中で飼料関係の情報が農水省から公的に発表されるのは、恐らく今回初めてではないかと思えます。今までいろいろなマスメディアの情報をそれぞれ個人が収集、分析して判断しておりましたが、今回の懇談会での情報開示は非常に意味が大きいと思えます。

そこで、御質問というかお願いしたいことは、刻々と変わる国際的な情報を的確に収集するのは大変難しいと思えますけれども、今、畜産農家が求めておりますのは、特に後継者にとってこれから牛肉なり、国産豚肉を生産拡大して行こうという矢先に先行き不安な気持ちに襲われないよう情報は的確に畜産農家に定期的に開示していただくことがまず第一。

それから、先ほど本川部長の御答弁により安心しましたが、とうもろこしが 1 ブッシュェル 4 ドル 50 セントまで値上がりしても、今の基金制度の財源で担保できるということでした。

しかし、今回の価格の高騰が、とうもろこし需要構造の変化であるだけに、財源の確保も含めて、これまでの飼料政策を抜本的に改めないと、日本の畜産は持続的に担保できなくなるのではなかろうかと。極端に言いますと、とうもろこしにかわる代替飼料の確保、例えば麦の方にもっと重点を置くとか、あるいはとうもろこしや麦のホールクロップサイレージをもっと増産して、豚にも食べさせるとか、そういう飼養管理技術の改善。

これまでの海外輸入飼料に全面依存した現在の畜産構造、飼養方式を国内資源を最大限に活用した大家畜、中小家畜も含め、飼養管理技術の抜本的な見直し、転換が必要ではないか。試験場も含めて、国を挙げて取り組む時期ではなかろうかと考えます。

エコフィードについても、今やつと緒についたばかりで、全国各地でいろいろな取り組みが始まっておりますが、アンケート結果を見ても養豚農家の大半は残飯養豚の域を出ない状況です。エコフィードを活用しても、肉質が劣化して市場で評価されないとか飼料の品質確保も難しいとか、又、安定的に食品残さが確保できないとか従来の感覚ベースの回答が多いのが実態であります。

私共、養豚協会で羽田空港のレストランの食品残さを麹菌で発酵した飼料で飼養した豚肉の試食会を開催しましたが、発酵飼料のもたらす効果は飼料費のコスト低減のみでなく配合飼料区に比べ同等かそれ以上に食味が改善されるとともに、免疫、抵抗力も高まり、疾病事故も皆無でしかも悪臭防止等にも大きく寄与することが明らかとなりました。

これまでアメリカ、ヨーロッパ等の海外技術を導入、踏襲してきましたが、こうしたすばらしい発酵技術を評価、活用して、国を挙げてこの課題に取り組むべきではないかと考えます。

長くなりましたけど、特にお尋ねしたいのは、①情報の的確な収集と適切なる開示、②現在の飼料政策をはじめ、飼養管理技術、代替飼料も含め、見直しをされるお考えをお持ちなのかどうかお聞かせ下さい。

○阿部座長 今の2つの点についてお願いします。

○本川畜産部長 飼料政策の問題として、ここで御論議をいただいて、長期的に私どもとしても分析をして、いろいろな見直しをしていきたいと思っております。

その状況についてはいろんなルートがあるんだろうと思うんですね。昔の事業団、農畜産業振興機構の情報開示もありましょうし、あるいは飼料の基金の方でも多分いろいろ出しておられるんだろうと思います。

そういういろんなチャネルを使って、情報が正確に伝わるようにしたいと思いますし、逆にいろいろなそういう我々の畜産サイドのチャネルじゃなくて、いろいろなホームページだとか、今インターネットが発達しておりますので、そういう穀物相場についてはいろんな形で、非常に先取的に取り組んでおる担い手であれば、我々の情報よりも先にそちらの方を入手しておられるのではないかなと思います。

そこはいずれにしましても、いろいろなチャネルを使って、私どもとして担い手の方々に正確な情報を伝えるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、畜産の政策全般のお話でございます。確かにこういう高い飼養穀物相場を前提にした議論というのは必ずしも行われてきたわけではございませんが、委員も御指摘になったように、私どもの日本の畜産は非常に輸入飼料に依存する体質でございますので、それを少しでも改善をするように、冒頭にも御説明申し上げたように、自給率を少しでも上げるような取り組みをするということで、まさに委員がおっしゃったようなパーツといましようか、部分は基本計画の中でも用意をして、自給飼料の中でも先ほどの飼料、稲に取り組むとか、飼料、稲のホールクロップサイレージに取り組む。

あるいはエコフィードについても、生産者の方々にもお入りをいただいた戦略会議で意向を聞きながら、まさに進めているところでございます。

そういう政策を、こういう市場価格に応じたものにアジャストするというので、まずは取り組んでいくべきなのかなと思っております。

それからもう1つは、飼料価格が高騰しているという状況の中で、ただこれは日本だけの飼料価格の高騰ではございません。恐らく世界的に畜産物の価格にそういう飼料価格の水準が徐々に反映されていくんだろうと思っております。

したがって、私ども生産サイドとして、あるいは流通サイドとして、できるだけコストを低くして生産をするという努力をする一方で、やはりそういう価格水準を消費者の方にも受け入れていただくような努力をしていかなければいけないのではないかなと思っております。

いずれにしましても、そういう全体的な政策の進め方については、バランスよく進めていかなければいけません。これは3月にも予定されておる畜産の価格でありますとか、そういう政策決定の中でも議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

○阿部座長 浅野委員、よろしゅうございますか。

○浅野委員 はい。

○阿部座長 ほかに。

どうぞ。

○富士委員 高木委員もおっしゃってましたけど、えさ価格の高騰が構造的になる懸念があるという前提で、高コスト構造という心配から、4点ぐらい意見を言わせていただきます。

1点目は、えさ価格、配合飼料価格のコストの反映といたしますか、政策価格、加工原料乳の補給金とか、そういう政策価格への適切な反映。特に直近の動向をどう反映するかとか、それからもともと算定方式が3年とか5年という一部分、直接的には反映しないようになっていきますので、そういう意味での配慮といたしますか、そういうことも含めて適正な反映ということを御検討いただきたいというのが1点。

2点目は、配合飼料価格安定基金の財源の確保の問題については先ほどありましたけれども、算定方法といたしますか、直近1年とか、それから直近四半期というものをベースにしているわけで、4ドル50セントとか5ドルとか高どまりしていったときの補てんのあり方を考えれば、その辺の直近1年なり四半期のとり方みたいなものも含めて、今後の動向を踏まえた検討見直しも考えたかどうかと思えます。

3点目は、畜産のそういう経営安定対策がありますが、基本的には売り上げである販売価格の枝肉とかが下落した場合のシステムということになっているわけですが、今回のよ

うな販売価格は下落しないけど、コストが上がることによって所得が減少するとか、とれないという事態に対応した経営安定対策も、算定のありようということ——、BSEのときもBSEマル緊ということもありましたけども、そういうことも含めて検討していただければ。

特に中小家畜については、生産性向上の話も今、本川部長からありましたが、かなりえさのウエートが高いということと、かなり大規模な合理化された飼養形態で、生産性向上の努力がほぼ限界に近づいているんじゃないかと思います。そういう意味では、えさ価格の上昇が直接コストに与える影響、それからなかなか生産性向上努力で吸収できないということがあるので、その辺の中小家畜に対する経営安定対策のありようについての見直し、検討も、今後の状況を踏まえながら検討していく必要があるのかなと思います。

4点目は発想がちょっとまた違いますが、そういう意味で、飼養形態ということもよく浅野委員からありましたけど、特に大家畜についてはそういう粗飼料中心とか、放牧ということも含めて、より一層の大家畜の推進ということを考えてらどうかと思います。

放牧で一生懸命やっていますけども、公共育成牧場なんかは酪農の利用率が高いと思いますけど、肉用牛なんかの利用率は低いんじゃないかと思いますが、その辺の利用率を高めるとか、水田放牧とか耕作放棄地を利用したものを当然推進していくんですが、公共育成牧場での繁殖和牛の利用を高めるとか、放牧の一層の推進についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点でございます。

○阿部座長 それではお願いします。

○本川畜産部長 幾つか私の方からお答えして、放牧の方は大橋室長に頼みます。

行政価格へのコストの反映については、私どもも従来から算定式どおり、ルールどおりの算定を行いたいということでございますので、今回のこういう価格水準、飼料の価格というものでコストが上昇していれば、そういうものをきちんと反映をする価格を算定していくことになろうかと思えます。

ただ、当面は基金から補てんが行われておりますので、そういう補てんを除いた水準をある程度考えていく必要があるんだろうと思っております。

それから、確かにおっしゃるように乳価の算定については、過去3年間の移動平均という形でやっておりますけれども、私も十分に説明できないので後で事務的に御説明いたしますが、こういうコスト水準については3年分を直近で一気に反映する形になっておりま

す。ちょっとうまく御理解いただけてないんだろうと思いますが、算定式は1年分だけしか反映しないということにはなっておりませんので、直近の今の飼料水準が、算定の中においてきちんと反映されるような計算式になっていますので、これはまたそれぞれ事務的に御説明をさせていただきたいと思います。

それから基金の算定において、1年とかそういうルールでございますが、この基金は未来永劫コスト差を補うような性格のものではなくて、配合飼料価格が高騰したときに、そこに一定の準備期間といいますか、対応する期間を設けるというような、タイムラグを補うための対策でありますので、基本的には今から1年間、こういう高い水準について、漸減はいたしますが補てんは行われるということでありますので、その間にどのような形でそれを経営の中に吸収をしていくのか。あるいはそういうコストというものをどのような形で、生産物を通じて御負担いただくのかということ、全体で、畜産界挙げて検討していくという期間として考えていくべきではないかなと思っております。

それから経営安定対策につきましては、幾つか対応が違っておりまして、肉用牛のマル緊対策であれば価格の下落だけではなくて、こういうコストが上がったときの補てんにも、家族労働費とのバランスで補てんをすることになっておりますので、肉用牛の肥育経営安定緊急対策であれば、価格の減少だけではなくて、今回のようなコストの上昇にも対応できる対策になっておると思っておりますので、畜種ごとに分けてそこは考えていく必要があるのかなと思っております。

いずれにしても、飼料の場だけではなくて、畜産全体を議論する場でも、もう少し議論させていただきながら検討を深めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大橋草地整備推進室長　引き続きまして、公共牧場における放牧の推進のお話でございます。

委員御指摘のように、従来、公共牧場と申しますのは、乳用牛の育成牛を預託放牧するという形で活用されていた牧場が多いわけでございますが、最近の状況を見ますれば、乳用牛の育成牛の預託放牧ももちろんあるわけでございますけれども、一方では委員御指摘のように、肉用牛の繁殖をふやすという取り組みも生まれてきているのも事実でございます。

ただ、残念ながらといいましょうか、事例的には先ほど私が申しましたように、水田放牧ですとか耕作放棄地の放牧の方が目新しいものですから、そういった事例が非常にマス

コミなんかにも多く取り上げられるのでございますけれども、公共牧場におきましても肉用牛の繁殖を増やすという取り組みはそれなりに行われております。

今後、我々、当然飼料自給率の向上という目標とあわせまして、肉用業の増頭計画を、畜産振興課、あるいは畜産部全体で今、その増頭に向けた取り組みを進めております。その中で放牧の推進は非常に大きな手段の1つだと考えておりますので、せっかくある公共牧場の草地でございますので、これを活用しない手はないということで、それにつきましても肉用牛の繁殖雌牛の増頭の方に、何とかこれをうまく活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部座長 富士委員、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○富士委員 肉用牛のマル緊は、家族労働費部分を補てんするので、コストがかなり上がって、その部分もめり込むというか突き抜ければ、結局コストがそれだけ上がってしまえば、その部分を補てんしないと確保できないという時代になるんじゃないかと思いますが、また後でそこは事務的に説明していただければと思います。

○阿部座長 ほかにいかがでしょうか。

では、レディーファーストで増田委員、村井委員という順序でいきます。

お願いします。

○増田委員 失礼いたします。中座なされた高木委員が先ほど、えさの政策とエネルギー政策を一緒に考えるのが今、重要だということをおっしゃいました。そこに乗っかるわけじゃないんですけど、私が最近思いますのは、飼料政策と環境政策ですか、食品リサイクル政策のようなものを一緒に考えておかないと、これからの持続可能な食料政策はなかなか厳しくなる一方だろうなと。エタノール話を聞いていてもそう思うことが強いんですね。

流行語で言えば、今、若い人式に言うロハスな政策ということを見ると、全部そこで一緒に輪ができるんじゃないかなと。

そしてさらに言いますと、高木委員は飼料政策は国民にわかりにくい、伝わりにくいということと同じようにおっしゃいましたけれども、昔と違いますか、昭和48年のオイルショックのときなんかと違って、エタノールだなんだって言っても、スーパーに行けば肉はちゃんとトレーに乗っかって並んでますよね。

オイルショックのときだって、あれは喉元過ぎればというようなことで終わったような感じもしないことでもないの、みんな、「まあ、そのうち」なんていうふうに思ってしまったらいいですね。それがやっぱり怖いと思うんです。

資料の中に、エコフィードの認証制度の説明がありましたけれど、認証制度をつくって、またトレーにいっぱいシールがぺたぺた張られのもというふうに思いますが、もしかしたらエコフィード認証制度みたいなものが、消費者理解につながるツールになるんじゃないかとも思います。

さらに言いますと、飼料の危機感とか、残さ活用のメリットというようなものが、排出する側の食品企業サイドにちっとも伝わってないと。私は大変関心があったものですから、豆腐の組合におからのことを聞いてみたんです。原料の大豆からおからになると、さらに分量はふえているんですね。おからといえども、豆腐と同じように 80 %が水分だと言っていました。

腐りやすいという特質もあってなかなかえさ化も大変だと思うんだけど、何とかならないものかと思って聞いてみたら事もなげに、「産廃ですかね」と言って終わってしまったんですよ。

それは食品リサイクルの推進とえさの問題が、強く結びついていかなきゃいけないんだという今の時代的な要請を、行政の方からですから、これはあれでしょうか、農水省 1つの問題じゃないと思うんだけど、強くアピールしていかないと、消費者にもわからないし、今の社会的状況の中ではなかなかいい方向に持っていけないんじゃないかという気がしております。

○阿部座長 お願いします。

○山本需給対策室長 今回の増田委員からの御指摘は、一生懸命やって欲しいということかと理解いたしますけれども、今日の説明資料に 15 ページの食品リサイクル制度の見直しがありますが、これは先ほどの説明にもございましたが、そもそもこれは農水省と環境省との審議会の小委員会で最終取りまとめということで、昨年 12 月に取りまとめられたものでございまして、これを今パブリックコメントを経て、今年の早い時期に取りまとめると伺っております。

これは、まさに食品リサイクルを担当します総合食料局の方でやっています。これを具体的に制度化していくんですが、3の(1)に「優先的に食品廃棄物を飼料化に仕向けることを検討すべき」とあるように、まずはえさとして適するものは肥料とかに回すより、

まさにもったいないという話もございますので、えさに回すということで、この辺はこういう食品リサイクル制度の見直しの論議の中でも、畜産部と総合食料局の方で十分連携をとってやってきたところでございます。

そういう意味でこういうふうなことを——これは具体的には今後、基本方針の見直しとか、そういうところに反映されるのかもしれませんが、こういうことで、国民にさらにアピールしていきたいと思えますし、消費者の方にもこういうのを通じまして、より理解を求めていくと。また、排出者の方にもよく理解を求めて、その辺のリサイクル・ループということも書いていますけど、そういう輪につながるような取り組みを進めていきたいと考えております。

○阿部座長 よろしゅうございますか。

○村井委員 いろいろお願い事もたくさんありますが、最初に飼料政策というのは何のために論議しているんだろうという、最終的な日本の国内の畜産家を守り、それが日本の消費者に安全でおいしくて安心な畜産物を供給することということになりますけども、とうもろこし価格が2倍以上になってしまいますと、世界全体の畜産物のコストが上がるわけです。その上がったものが、実は最終的に畜産物相場として反映しないと、何の問題も解決しないんです。

ですから、多分タイムラグの中で日本の畜産物相場も、当然コストが上がった分だけ後は追いになると思います。唯一これが困難になるのは、どちらかというとバイイングパワーとか、そういう消費者側サイドの中の人たちが、いわゆる飼料の原料価格の価格体系が変わったときに、日本の畜産物の価格体系も変わるんだということを理解できないような意見が出たときに、それは違いますよというところを行政当局が伝えてあげる。第1点は、その辺のところをお願いしたいと思えます。

2点目は、逆にタイムラグがあるからこそ飼料安定基金が重要だと思っています。高木総裁初め皆さんからもいろんな意見がありましたが、工業会として試算しますと、第2・四半期ぐらいで、通常財源だけでは完全に財源が枯渇します。

そういう意味で、行政当局のその時点におけるサポートをお願いしたいと思えます。我々も自助努力しなければいけませんから、そういう意味では4月以降、基金の積み増しを検討していかなければいけないのかなと思えます。

加えて、2008年度の予算の中では、異常基金はかなり今年度は消費されますから、その分を新たに積むということは、2008年度予算ではまた御検討いただければと思ってお

ります。

一方、原料の調達については、産地の多様化ということと、もう1つは粗粒穀物の種類の多様化の2つが、どうしても追求していかなければいけないと思っています。いずれにしてもとうもろこしは、例えば我々中国から買っても、価格はシカゴ相場が基準になりますから、そうするとタイムリーに、例えば大麦、小麦等々が機動的に調達できるような、SBSの機動的運用等々の御検討を願いたい。

また、業界もコストを追求していきますので、例えば乳製品でも脱脂粉乳がメインだったのが、WPCを中心としたホエイに変わってきている。そうすると、従来の価値観と、今の価値観では違います。この辺のところも行政当局の機動的な対応をお願いしたいと思っています。

最後に、先ほど増田委員がおっしゃいましたエコフィードの問題です。実はエコフィードについて、我々飼料会社が使っているエコフィードと例えば養豚農家がリキッドフィーディングという形で使っているエコフィードは、本来単品のエコフィードなんです。例えばパンの戻ってきたものとか、牛乳の戻ってきたものとか、おかきの余ったものとか、我々もパン粉だとか菓子粉だとか、そういう単品のものを使っているんです。

ところが、単品でパイプロと称するものが日本にそんなに豊富に発生するだろうか。発生する側はなるべくそれを少なくしたいわけですから。そうしますと、実は最後のエコフィードの切り口は、食べるものの残さになってしまうと思うんです。

ところが、例えば何回も論議されている、病院の食べ残しはだめですよと、当然です。ところが、スーパー、コンビニにおける日切れ弁当を、どうやって使いこなすことができるか。詳しく考えますと、いろんな問題がたくさんあります。養豚家が、もしくは私ども飼料会社を使うときには、第一は安全性と、第二は例えばたんぱく何%だとかという、いわゆる品質の問題、栄養価の問題、それからもう1つコストの問題なんです。幾らエコフィードでも、コストが高いエコフィードであればだれも使わないです。

この3つの問題を解決するのは、日本の技術力だと思います。ですからこの3つの問題の技術を、どうやって技術開発チームをつくってやっていくのかということです。

先ほど増田委員から豆腐のおからって、あれはすぐ腐ってしまうからだめなんですよ。持ってきてすぐ使わなければいけないのです。だったら、あれに酸を加えたらどうなりますかと。養豚生産者はリキッドフィーディングはpHの4.2で使うんです。pH4.2ぐらいにすると、ひよっとしたエコフィードの腐敗はどうなるかな等々含めて、実はこのエコフィ

一ドの技術論だけを論議しても、物すごく奥が深いんです。ぜひともその辺のところ、行政当局も、技術開発というところにチャレンジしてもらった方が、この問題の解決は私は早いと思っています。

以上です。お願い事が多いですが。

○阿部座長 いかがですか。

○山本需給対策室長 では、私の方から基金の話、エコフィードの話、あと麦の話につきまして、きょう、食糧貿易課の方からも出席しておりますので、補足があればお願いしたいと思います。

安定基金制度につきましては、これは民間の取り組みに対して価格が異常に高騰した場合については、異常補てんという形で国2分の1、メーカー2分の1の基金で補てんするという仕組みになっているということで、きょうの資料の9ページにその制度の概要が載っています。

今、村井委員がおっしゃいましたように、民間の方でもいろいろ基金の財源確保の取り組みがされているところ、非常に感謝を申し上げます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

異常補てんの発動につきましては、基本的には今後のとうもろこし価格の状況とか、そういうものを見ながら、具体的には異常補てんの発動につきましては、輸入価格の実績というもので、発動するかどうかを決定することになりますので、その辺はよくその状況を見まして、注意して適切に対処してまいりたいと考えております。

あと飼料用麦のお話でございますが、飼料用麦については、平成19年度から全量SBSを実施いたします。SBSの運用につきましては、実需者団体の方からいろいろ改善要望が出ているところございまして、より使いやすいものにして、まさにおっしゃったように、我が国の畜産農家にとってメリットがあるものについては、本日の資料にも書いていましたけども、実施可能なものからできるだけ改善に向けて検討していきたいと考えております。

これは畜産部だけではなく、総合食料局の方にも関連するところございまして、そういう関連部局とも相談しながら、また実務者団体の方ともよく御相談させていただきながら対処していきたいと考えております。

それからエコフィードの御指摘でございますが、おっしゃいましたように弁当とか惣菜の調理残さについては、発生量とかそういうもので安定性というものでいろいろな課題が

あることはございます。

例えば、数量を数多く、広く把握すると、全般的に品質が安定するとか、そういうところの実証も出ているところがございますし、おっしゃいましたように技術論、いろいろ検討すべきところが多々ありますし、我々も今、飼料の栄養成分分析はこちらの資料の方にも挙げていますけども、エコフィードの取り組みとしてやっています。今のような御指摘も踏まえまして、19年度の行動計画を今後策定することになりますが、そういう戦略会議でも御議論いただいて、検討していきたいと考えております。

○阿部座長 麦の利用拡大について、食糧貿易課の方で補足がありましたら。

○浦田貿易業務管理官 食糧貿易課の浦田と申します。よろしく願いいたします。

SBSの関係で、今、入札しておりますけれども、特に最近、非常に麦自体の価格が高くなっておりまして、それは、当然、麦もコーンの相場に連られて非常に高くなってきていることによります。

ですから価格面でも非常に高いので、よく韓国では安い規格外麦を使用されていて、それで安い原料が韓国内で供給されているということ、かつて聞いたことがあります。

ただ、現在ではカナダ、アメリカ、オーストラリアの規格外麦の発生は非常に少ない状況でありますし、またそういった低品質麦自体がカナダではエタノール工場に使用されているということで、それが国外に回って来ないという、非常に厳しい状況になっております。

ただいづれにしても、チャンスがあれば、そういったものがタイムリーに手当てできるような制度の検討も考えていきたいと思っておりますし、またかつてはSBSでは主要な米、カ、豪の3カ国以外、例えばウクライナといった国からも輸入されていた時期もございますので、そういったものが実際今のえさに使えるかどうかということも、また業界とも御相談させていただきながら、安くてかつ一定の品質が維持されているものの供給ができるかどうかということも御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部座長 村井委員、よろしゅうございますか。

○村井委員 ありがとうございます。よろしく願いします。

○釘田畜産振興課長 もう1点。

○阿部座長 どうぞ、お願いします。

○釘田畜産振興課長 飼料価格の高騰分を、そういう中でどうやって日本の畜産を守るか

と。最終的には価格転嫁しかないんじゃないかということで、その面の行政の支援というお話もございました。

私どもとしては、価格がどうなるかというのはもうちょっと見きわめなければいけないとしても、もし高どまりしたときには、やはり最終的には吸収できない部分については畜産物の価格にある程度転嫁せざるを得ないだろうと思っております。

けれどもそうは言いましても、畜産物価格自体の、例えば内外価格差の問題とかをとらえましても、えさ価格は上がったんだからそのまま上がりますよということでは、なかなか消費者の理解も得られないと思いますので、やはり基本的には生産性の向上、努力というのを、さらに一生懸命やって、あるいは国内で飼料生産をすると、国内の資源を最大限活用するという基本的なところに立ち返って、できるだけコスト上昇を抑える努力をまずすべきだろうと思っております。

その上で、価格転嫁について消費者の理解を得るために、どのようなことが可能なのかというのはなかなか難しいとは思いますが、また皆様方のお知恵もおかりしながら、いい知恵があれば取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
○阿部座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは林委員、内藤委員という順でお願いします。

○林委員 私はこのえさの問題のところは、自給飼料が大家畜については絶対的に必要だというふうに思っていますが、これまで長いことやってきたが一向に進まないというのが実態じゃないかなと思うんですが。

いろんな政策を見てきまして、1つは自給飼料、いわゆる粗飼料は畜産農家がつくるんだという発想が余りにも強いじゃないかと。これからはコントラクターなんかも出てきますし、それからこれからの経営安定対策の大規模みたいなものが出てくる。そうすると、自給粗飼料もある意味商品だという考え方でいろんな政策を展開していただけないかと。

例えば端的に言いますと、ことしから行われる米、麦、大豆の経営安定対策においても、ああいう中に飼料作物をもう一回入れるということ、前回いろいろ御努力いただいた、いろいろな理由があったということは十分承知しておりますが、そういったことを入れて飼料作物はもっとできるんだということが、本当の耕畜連携という形になるんじゃないかと思っております。

1つ基本的には、今、自給粗飼料は畜産農家がつくるものだという事じゃなくて、あ

る意味で商品だと、耕種農家がつくるんだという発想で、いろんな政策を進めていただければ進むんじゃないかと。

と申しますのは、私のところは酪農でございますが、これは手前勝手な言い分かも知れませんが、酪農家、特に内地の酪農家等においては、売上高を稼ぐためにかなり規模拡大をしております。そうすると、労働的にも手いっぱいになっておる。朝5時から夜10時まで働いておるとい実態でございます。

そういう中で、えさをつくるということが、かなり難しくなっている。これはいいか悪いかはともかくとしまして、そういう実態になっていきますので、そういうところに畜産農家で飼料をつくれということについては、なかなか難しいことじゃないかと。そうすると、えさ価格が上がってくると、規模を縮小するか、やめるかどっちかだという話につながっていつちゃうんじゃないのかなという感じがしています。

そういう人が生き残るためにも、えさは別の人もつくるんだということでいろいろ政策を進めていただければありがたいと思っています。

以上です。

○本川畜産部長 品目横断対策との関係も御指摘ありましたが、私、8月に畜産部局に来るまでは、審議官で品目横断対策の一翼をやっておりましたのであれですけど。やはり最終生産物ではないということとか、従来からの政策の転換ということもあって、畜産関係についてはまた別途それぞれ品目別の対応をするということで議論をして、向こうの法律も本格的にこれから動き出す最中でございますから、そこはそれとして、議論は長期的に行うかどうかというのは、また別途あると思いますけれども、まずは畜産の中でいろんな経営安定対策等絡めてどのようにやっていくかということで、今まさにこれからやっぺいこうとしているところでございます。

そういう中で要するに、飼料作物をなかなかつくるのは難しいというところについては、これは従来から議論はさせていただいていると思いますが、この資料の中にもありましたコントラクターとか、そういう外部にやられる方を育成いたしまして、そういう対応でやっぺいこうということを進めていきたいと思っております。これからもそういう方向を基本にしながら対応していきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○阿部座長 それでは内藤委員、お願いします。

○内藤委員 今の問題と若干関連がございますが、やはり自給飼料向上のためには、農地を畜産農家に集積し、より利活用しやすい形で提供していくことが基本だろうと思ひます。

昨日、農地関係の会議に出ました。畜産的土地利用のあり方、集積のあり方等の会議だったんですが、その文章の前提に、「貸し手はあるけど受け手がない。」いわゆる貸し手というのは水田農家であり、受け手というのは畜産農家ですが、こういう文章があったわけであります。

そこで私の方から、最初に意見を求められたので、次のような話をいたしました。いわゆる水田という、米をつくるという利用価値がなくなった土地を、同じ水準で畜産農家に受け手を求めること間違いだ。やはり土地という価値があっても、畜産サイドから言えば、迂回生産物である飼料作物を作るという点での利用価値はまた別問題である。これからは畜産サイド、いわゆる受け手であり利用者である畜産サイドの立場から土地の提供、集積地代水準等を積極的に考えていくべきではないかということをお願いしました。

といいますのは、先ほどの文章であります耕作放棄地 38 万ha、あるいは遊休農地等々入れますと、かなりの土地がまだあるのだらうと思います、数字だけを見ますと。ところが、これは岡山県のある事例ですが、繁殖経営のところへ行きましたら、そこのお宅はまさに中山間地域で、1筆5aとか6aの水田の耕作放棄地を集めながら飼料作物をやっている。しかし、これを集めるための努力は、聞いただけでもすごいものがあります。

大阪等の不在地主を1人1人確保しなければいけない。中にはまだ、じいちゃん、ひいじいちゃんの時代の登記になっている。これを多忙な畜産農家がすべて1つ1つつぶし、集積するということは限界であるという話を聞きました。

そういう意味では、農地関係といいますか、出してである耕種のサイドに畜産サイドから、もっと畜産が利用しやすい形での集積、提供をしていくような積極的な施策をお願いしていく必要があるのではないかと思います。昨日もお話をさせていただきました。

それからもう1点は、やはり何だかんだと言いましても、所有権と利用権をもう少し分離して、利用権の強化を図っていかない限り、自給飼料の向上にはつながらないと思います。その辺も幾つか話しましたが時間もございませんので、その2点だけ、私はこう思うと。今後の畜産政策の中で、農地サイドにもっと積極的に、畜産サイドから攻め込んでいただきたいなという意見を述べさせていただきました。

以上です。

○阿部座長 特にありますか。

○大橋草地整備推進室長 内藤委員おっしゃるように、農地をどういうふうにとまとめて畜産的に利用するかというのは、確かに土地の利用を考える場合、あるいは効率的な飼料生

産を考える場合には、まさに肝心な点だろうと私も思っています。

そういう意味では、我々のスタンスとしましては従来から農地管理部局に対しまして、今、内藤委員がおっしゃったようなことを申し入れているつもりではございますが、確かにそれがまだ実になっていないということも事実だろうと思います。

そういう意味では、我々同じ部屋の中で畜産公共事業も実施しておりますし、その中には農地保有合理化法人であります各都道府県の農業公社を事業主体として事業等も仕組んでいるわけでございます。

こういった事業の展開のみならず、せっかくそういうふうに農地保有合理化法人を我が手中に、ある意味取り込みながら今、施策を進めておりますので、今後はそういったところを従来以上に積極的に活用して、我々も活用してまいりたいし、そういう公社の皆さんといろいろな意見の交換を交わしながら進めてまいりたいと考えております。

○阿部座長 そろそろ約束の時間が近づいてきたんですが、あとはいかがですか。

それでは野崎委員、それから苦米地委員ということで。

○野崎委員 ちょっと話がもとに戻って恐縮ですが、穀物価格の問題です。私ども機構は、60万tのとうもろこしを持っているとか、それに加えて価格補てん制度をやっているわけです。

歴史的に申しますと、この制度が発足して30年が過ぎたわけでございます。最近時点では、平成7年、8年に異常な穀物高騰期がありまして、その当方で475億円の支出を異常補てんとしてやったことがございます。

ただ今回の穀物価格の高騰は、各委員いろいろ、それから冒頭の畜産部長のごあいさつの中にもあったかと思えますけれども、非常に構造的な問題であると。要は、とうもろこしの需要の面でエタノール等々の話が出てきたと。過去の高騰というのは異常気象だとか、不作だということが主な要因でございましたけれども、今回の高騰というのはそういう意味ではまさにエタノール需要というか、とうもろこしの需要がほかの分野にいつているということが非常に大きな要因でございます。

それに加えてもちろん、為替の円安の影響等々もあるわけでございますが、ともかく先ほど村井委員もおっしゃっていただきましたけど、幾ら異常補てん金がこれから出るのかについては、最終的な価格の動向いかんによるわけでございます。

それから、ちょっと細かい話になって恐縮ですが、エコフィードの話でこれも村井さん

の話と関連するわけでございますが、単品での需要というのは確かに食品残さの中でほとんどの量を占めているわけでございますが、これは御承知だと思いますけれども、いわゆる食品残さを加工した配合飼料原料はわずかでございますが、既に平成16年、17年あたりには北海道でできております。これはそういう加熱処理した配合飼料原料でございますが、16年と17年の全体の配合飼料の量からするとごくごくわずかでございますが、16年が1,400 tぐらい、それから17年は3,000 tを超えております。

それから18年度は、さらにこれに加えまして東京なり京都で、そういった食品残さの加熱処理をして、配合飼料原料にするという予定がございます。

そういう意味で、全体の配合飼料に比べますとごくごくわずかな量でございますが、若干の芽が出てきたかなと思っております。これは御参考でございます。

以上でございます。

○阿部座長 先の話は要望として受けとめておいていただくと。

苦米地委員、どうぞ。

○苦米地委員 私、畜産現場に近い者ということで、生産者の声が結構届いていまして、配合飼料価格の上昇に対する不安というのが結構あると。えさ基金があるわけですが、県でも上乘せを考えてくれという意見もありまして、相当不安を持っているのかなという感じがしております。

畜産農家は、牛の関係ですけれども、自給飼料生産をつくるということに対して、やはり必要性は感じておりまして、ごく最近聞いた話ですが、今後を考えると、とうもろこしがエネルギー利用に回っていたり、中国での需要が非常に多くなったりということで、日本にそのうち来なくなるんじゃないかと。我々つくらなきゃいけないねということで、飼料作をふやすという考えを持っている農家が出てきたということで、非常にいい傾向だなと思っております。

また今日、日本農業新聞で、耕畜連携水田活用対策ということで、大きく載せていただいて、ああいう取り組みをやっていただくというのは非常に後押しになって、非常にありがたいなと感じております。

群馬県ですけれども、群馬県でも稲の発酵飼料、それから飼料麦の生産、先ほど林委員の方から、もっと商品として販売してもいいんじゃないかと。耕種農家が生産したものを畜産農家が購入するという取り組みも一部始まっておりまして、最近のロールバールサイレージの形態でやりますから、品質的にもよくて、割合にいいものが安く手に入るという

ことで、畜産農家も喜んでいると。そういった取り組みがもっと広くやっていければなど。

これは畜産農家は労力を持たない。以前は畜産農家は、酪農家の集落が何戸かあれば、お互いに組作業でサイレージの飼料の刈り取り、サイレージの詰めといった作業ができたわけなんだけど、今、周りの農家がみんなやめちゃってて、1人でなかなかそれができないと。

けども、最近の細断型ロールペーラーですか、こういった、少人数で1人か2人でもできるという機械が開発されてきたので、もう一度これが自給飼料生産に起爆剤になってくれるんじゃないかなと思っております。

それにはやはり、今日の載っていたこういう事業で、そういう機械導入についても手当てできるということを書いてあったので、非常にありがたいなと思いました。

私どもも以前は、酪農関係ではとうもろこしサイレージを生産しておりましたけれども、大体みんなやめちゃって、機械も老朽化して使えない、サイロも使えないといった状況なものですから、ぜひそういうやり方があるから、草じゃなくて、もう一度とうもろこしサイレージをつくりなさいと。その方が養分が高いし、それから群馬県は堆肥の問題がいろいろありますので、とうもろこしの方が吸収が高いですから、堆肥の利用も非常に進むということ言っています。

また、コントラクター組織がまだこれから育成して強化していかなきゃいけないんですけども、建築（設）産業の方々に非常に興味を持っていただいて、大分手を挙げて参加し始めております。こういったコントラクター組織を育成して、強化していきたいと考えております。

それからあと、畜産農家の給与技術ですね。飼料効率を高める要求率を高めて、できるだけえさが少なくてもいい生産物ができると。

それから、牛の粗飼料をもっと給与して、濃厚飼料依存型から粗飼料依存型に変えていくことも当然必要だし、その部分は技術の方が誘導していかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それともう1つ、群馬県での取り組みとして、先ほど繁殖雌牛の増頭というお話がございました。群馬県でも今、増頭計画、1万頭プランをつくっています。今、牛乳が消費低迷しておりますので、酪農家の乳牛を幾らか削減して、和牛を飼いなさいよというふうに取り組みを幾らか呼びかけております。

これによって、畜産農家の収益性を変えずに配合飼料の給与量を削減することができる

んじゃないか。ざっと計算するとかなり減るような感じにしています。肥育までいった場合ですね。繁殖和牛だけで見れば100%近く粗飼料に代えることはできますけども、そこから生産した肥育牛を含めて考えても、乳牛1頭買うのと和牛を飼って肥育までして収益を上げるのと、収益はそんなに変わらなくて、与える濃厚飼料の量がかなり削減できるという計算もしておりますので、経営を考えた場合に、そういった方法も指導としてあるのかなと思っております。

○阿部座長 ありがとうございます。

今、苫米地委員が言われたような現場の畜産農家の皆さんの力強さ、しぶとさにも大いに期待したいと思います。

かなり時間がオーバーしておりますので、これで討議は終了したいと思いますが、1つ皆さんにお諮りしなきゃいけないことがあります。先ほど説明がありました、平成19年度の飼料の需給計画については、この会議で御了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは時間が過ぎましたけれども、このあたりで本日の懇談会を終了したいと思います。

本日、委員の皆様からいただきました御意見等につきましては、今後の飼料行政に十分に反映していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は委員各位の皆さんには熱心に御検討いただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして、本日の懇談会を閉会したいと思います。最後に事務局から何かございましたらお願いします。

○釘田畜産振興課長 特にございませんですが、本日は貴重な御意見、大変ありがとうございました。いただきました御意見も参考にしながら、今後の的確な飼料政策の推進に努めてまいりたいと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

閉 会